

令和 7（2025）年 7 月 7 日

県民投票条例参考人陳述を考える県内市町村議会議員有志各位

公開質問状に対する回答

令和 7（2025）年 6 月 20 日付けで受領した私の新潟県議会（以下単に「県議会」という）での県民投票条例参考人説明にかかる貴方の公開質問状に対して、以下の通り回答します。

0 回答にあたって

まず、今回「公開質問状」なるものをお送りいただいたことに戸惑いを覚えていることを一言申し上げておく必要があります。というのも、本来であれば単なる「質問」や「意見」でよいであろうところ、あえて「公開」をつけている意図を図りかねているからです。

今回県議会において県民投票条例参考人陳述を行ったのは、あくまでも県議会議会運営委員会の合議により、議会事務局を通して、県議会議長の皆川雄二氏により発出された「新潟県議会直接請求に係る条例審査特別委員会への出席要請について（依頼）」（新議事第 9 号、令和 7 年 4 月 16 日）という文書により依頼が行われたことによるものであり、ここでは意見を求める事項は「住民投票制度と議会の役割などについて」でありました。その際、議会事務局からは、行政法や地方自治について研究している立場から、住民投票制度と議会の役割、条例案を審査するうえで考慮すべき点について、資料を用いて説明することが求められました。こうしたことから、今回の参考人意見について、私自身は、必ずしも私の意見を表明する場ではなく、むしろ行政法や地方自治の専門家として、住民投票制度と議会の役割についてのこれまでの学界での議論を中心に紹介する場と考えており、現在の学界での議論の状況を踏まえて、可能な限り客観的な説明を行いました。そのため、今回の参考人意見で住民投票に慎重な立場を紹介することは当然であり、このことが住民投票条例賛成派の方々に否定的にとられたとするならば、やむをえないことであると考えております（逆に、住民投票に全面的に肯定的な陳述をしたとすれば、住民投票に慎重な立場からは否定的にとられたのではないかと思います）。

以上のような私の立場からすると、「公開」質問状というどこで切り取られるかわからないものに対して回答することは、私の参考人意見が歪曲して理解され、ひいては私の研究者としての活動を妨げ、憲法で保障されている学問の自由を脅かされるものとなる可能性があることから、慎重にならざるを得ないと考えております。また、

今回、「公開」質問状という形で質問をされることは、これに対して回答しない場合に公開の場で批判されることが想定され、事実上回答を強制されるものであることから、上記のような懸念が現実化する可能性があると考えられ、極めて不当な行為であり、看過しがたい事態であると考えております。

以上の通り、今回公開質問状なるものを一方的に送り付ける行為自体、私に対する人権侵害を伴う重大な危険性を伴うことから、回答をしないという判断も十分にありえますが、今回限りということで以下の通り回答をさせていただきますので、ご査収のほどお願いします。

1 県北から柏崎刈羽原発まで 200 キロについて

確かに直線距離では 150 キロであります。ある地点との距離を考える場合、道路を使って行き来をすることを想定して考えるのが通常であり、その計算で距離を測ると、旧山北村から柏崎刈羽原発までは 180 キロ弱であり、約 200 キロというのは見当違いの数字ではないと考えております。説明でこのことを明示しなかったことは私に非がありますが、今回の意見においてこの距離の違いは大きな意味を持たないと考えております。

2 自分事として考えることができる範囲について

ご指摘の反証の点についてのみ回答します。

①UPZ については、私も承知しております。また隣接といった場合に、確かに UPZ 圏内に入っていない自治体はあり、誤解を生じるところがあったかもしれませんが、その点は重要ではなく、むしろ遠く離れた県民まで自分事として考えることができるのかという問題提起をする一環でこのような説明をしました。②要望活動は自治体が行っていることであり、このことがゆえに柏崎刈羽原発から遠く離れた県民が自分事として考えることができるということにはならないと思います。③原発事故の影響が広く及んでいることは重々承知していますが、このことにより原発から遠く離れた人が自分事として考えることができるということにはならないと思います。④県民投票条例において自分事として考えるべき内容は、ご指摘の報告書で触れられている原発の安全性にとどまるものではなく、原発立地自治体の財政やまちづくりなど広範にわたります。これらのことを原発立地自治体以外の県民が自分事として考えられるかという否定的に考えざるを得ないと考えております。

3 「議会不要論」について

これは、間接民主制をとっている場合に住民投票制度を設けることの理論上の説明

をしたのみで、本来間接民主制をとっていれば、選挙で選ばれた議員により構成された議会で議論するのが筋であるという趣旨です。

4 住民の「責任」について

住民投票は投票により意思決定が行われるものであるので、住民にその責任が直接に生じるという趣旨です。間接民主制は住民に責任が直接及ばないようにするための知恵だという話をしたかと思いますが、首長判断や議会判断に責任が生じるのは当然です。

5 拘束力問題について

先般の説明では、「想定されない」とは述べておらず、「想定されないとされる」と述べた通り、理論上はそうにされているという趣旨で、これに反するケースがないとは申し上げておりません。

6 市町村の「拒否」について

事務処理特例は、地域の実情に応じて、都道府県の判断により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に対して配分することを可能にするもの（松本英昭『新版逐条地方自治法〔第9次改訂版〕』（学陽書房、2018年）1350頁）であり、その実例としてご指摘の通り、まちづくり等が挙げられています。すなわち、事務処理特例は都道府県知事の権限に属する事務で地域の実情に応じて行うべきものについて市町村に配分するとするものであり、今回問題となっている県民投票条例の実施のような、本来県が実施すべきものを市町村にさせることを目的とするものではありません。また、このようなことを市町村の同意もなしにさせることは、市町村の自治権の侵害につながり、都道府県と市町村を上下関係としてとらえない地方自治法の趣旨にも反すると思われます。

以上

新潟大学教授

今本 啓介